

○令和6年度観光いばらき保守管理及び情報発信強化等業務委託に係る企画提案
プロポーザルに関する公告

公募型プロポーザル方式について次のとおり公告する。

プロポーザルの提出について参加を希望する者は、下記により関係書類を作成のうえ、提出されたい。

令和6年3月1日

いばらき観光キャンペーン推進協議会
会長 大井川 和彦

1 業務の内容等

- (1) 委託業務名 令和6年度観光いばらき保守管理及び情報発信強化等業務
- (2) 委託業務の内容 令和6年度観光いばらき保守管理及び情報発信強化等業務仕様書のとおり
- (3) 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 参加者の資格に関する事項

以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格があること。または、資格がない場合でも、過去茨城県が発注する業務において実績があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

3 審査方法及び審査項目

(1) 審査方法及び結果の通知

ア 審査方法

- (ア) 企画提案内容について、企画提案審査委員会を開催し、審査委員による審査を行う。
- (イ) 企画提案審査委員会においては、提出書類により審査する。
- (ウ) 提出された企画提案書について、後日ヒアリングを行うことがある。

イ 選定結果の通知

企画提案審査会の審査結果に基づき、業務受託者候補を選定し、選定後、速やかに結果を通知する。なお、審査内容は非公開とし、審査結果について異議申立ては認めない。

(2) プロポーザルの評価項目

| | |
|--------|--|
| ①企画力 | ・特集記事等の年間更新計画が、茨城県の観光誘客に結びつくものとなっているか。 |
| ②デザイン力 | ・トップページの改修案について、デザイン性や機能性が仕様書の要件を満たしたものになっているか。 |
| ③妥当性 | ・提案内容（システム及び HP 更新方法・体制等）が業務の目的を達成するためにふさわしいものとなっているか。 |
| ④経済性 | ・適切な経費が見積もられているか。 |
| ⑤総合評価 | ・企画提案から受ける全体的な印象はどうか。 |

4 企画提案手続き等に関する事項

(1) 担当部局

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県営業戦略部観光物産課 誘客・フィルムコミッション担当

電 話 029-301-3622

F A X 029-301-3629

メール kanbutsu2@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 説明書の交付方法

ア 交付期間 令和6年3月1日から3月17日まで（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所 4（1）と同じ。

ウ 交付方法 上記イにおいて直接交付又は下記URLからのダウンロード。

（URL <https://www.ibarakiguide.jp/>）

なお、直接交付を希望する場合は、上記（1）の受付窓口事前に連絡すること。

(3) 企画提案書の提出期限

令和6年3月18日（月）午後4時までに（1）へ持参又は郵送する。電子メールでの提出は認めないものとする。

(4) 質問の受付

質問等については、質問書（様式第3号）により、令和6年3月1日（金）から3月8日（金）午前9時から午後4時まで、担当部局へのメールにて受け付ける。

(5) 質問に関する回答

質問に対する回答は、質問者に回答するとともに、令和6年3月11日（月）以降、競争上の地位その他政党な利益を害するおそれのあるものを除き、観光いばらきホームページ上で公開する。

質問に対する回答最終公開日 令和6年3月13日（水）午後5時（予定）

6 その他

(1) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、茨城県財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

(2) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出され

た企画提案書等は返却しない。

- (4) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (5) 採択された企画提案書の著作権はいばらき観光キャンペーン推進協議会と受託者が共同で保有する。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) その他詳細については説明書による。